

(その1)

2068

令和06 年分
開催分)

(ふ り が な) きょうとちゅうぶちいぎけいざいけんきゅうしょ
1 政治団体の名称 京都中部地域政治経済研究所

2 主たる事務所の所在地 京都府京都市西京区樫原石畑町14-8

(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) (名)
中川 泰宏

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
大槻 富代

事務担当者の氏名

(姓) (名)
大槻 正昭

(電話) 075-802-5555

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) 中川 泰宏

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名	中川 泰宏
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者)	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名(2人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名(3人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2,440,424
(前年からの繰越額)	2,440,252
(本年の収入額)	172
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	2,440,424

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
1 件 10 万 円 未 満 の も の		172	
合 計		172	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 3月 10日

政治団体の名称

京都中部地域政治経済研究所

会計責任者の氏名

大槻 富代



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

令和7年2月15日

国会議員関係政治団体の名称 京都中部地域政治経済研究所

代表者の氏名 中川泰宏 殿

登録政治資金監査人 西田 悟 (印)
登録番号 157
研修終了年月日 平成20年12月25日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、京都中部地域政治経済研究所の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、京都中部地域政治経済研究所の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、京都中部地域政治経済研究所に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は存在しなかった。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
 - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

京都中部地域政治経済研究所と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、京都中部地域政治経済研究所と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

(備考)

- 1 「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人本人が、自署し、かつ、自己の印を押してください。
- 2 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成してください。